

失業中で住まいを失った方や失うおそれのある方へ 住宅の確保と就労に向けた支援を継続します

離職により住まいを失った方や失うおそれのある方を対象に、賃貸住宅の家賃を支給しながら就職活動を支援する「住宅支援給付制度」を実施しています。

申請方法等詳しくはお問い合わせください。

【対象】次のすべてを満たす方

- ▼申請時に65歳未満で、離職後2年以内
- ▼離職前に主として世帯の生計を維持していた
- ▼就労能力・就職の意欲があり、公共職業安定所に求職を申し込んでいる
- ▼申請日の属する月の収入が次の金額である
 - 単身世帯：8万4千円
 - 家賃額(※)を加算した金額未満
- ▼世帯の預貯金の合計額が単身世帯は50万円、複数世帯は100万円以下
- ▼国の住居等困窮離職者への雇用施策による給付や貸し付け(職業訓練受講給付金等)、地方公共団体等が実施する類似の給付や貸し付けを受けていない
- ▼申請者・同居の親族が暴力団員でない

【支給の上限額(月額)】

- ▼単身世帯：5万3千700円、▼複数世帯：6万9千800円。金額は世帯の収入で異なります。
- 【支給期間】原則として3か月を限度。就職活動を誠実に継続した場合は3か月の延長ができ、さらに一定の条件を満たす場合は、3か月の再延長ができます。
- 【支給方法】お住まいの賃貸住宅の貸し主または貸し主から委託を受けた事業者が指定する金融機関の口座に振り込みます。
- 【問合せ】消費者支援等担当課消費生活係(第2分庁舎3階) ☎(5273)3925・☎(5273)3110へ。

自転車はルールを守って安全に



5月は自転車月間

ルールやマナーを守らない運転は、周囲に迷惑なばかりか、大きな事故につながります。

この機会に、自転車の安全な利用について、家族や友人と話し合ってみましょう。

【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階) ☎(5273)4265・☎(3209)5595へ。

再確認を

自転車の正しい乗り方

「自転車安全利用5則」

- ①自転車は車道が原則歩道は例外
- ▼13歳未満の子ども・70歳以上の高齢者・体の不自由な方・車道や交通の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行できます。

迷惑です 放置自転車

放置自転車は、歩行者や車の通行に迷惑だけでなく、事故や火災の際の救助活動も妨げます。一時的にとめるときも駐輪場を利用しましょう。

「みどりの協定」を結びませんか

道路に面した自宅の敷地などを緑化し、地域のみどりを積極的に増やす団体と区が協定を結び、「きれいなみどりの街並みづくり」にご協力いただく制度です。協定を結んだ団体には年1回、緑化に必要な花苗・土等、材料の一部を支給します。

【協定期間】28年3月31日まで(3年間)

【対象】10戸以上で構成し、区内の地域緑化活動に年間を通して協力できる団体(みどりの推進モデル地区の「單筒地域」は、5戸以上で構成する団体に花苗等を年2回支給)

【申込み】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。協定を結ぶ団体は現地調査の上、決定します。

赤十字運動にご協力を

●5月は赤十字運動月間

赤十字の活動は、皆さんの善意でお寄せいただく活動資金に支えられています。お寄せいただいた活動資金は、救済・救護活動、血液事業、赤十字奉仕団活動などに使われます。

期間中、ご自宅に赤十字協賛委員(町会・自治会の役員)や奉仕団の方が伺うことがあります。ご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ】地域調整課管理係(本庁舎1階) ☎(5273)3519へ。

就職面接会・セミナー

区勤労者・仕事支援センター

が開設している高齢者対象の無料職業紹介所「新宿わく☆ワーク」が実施しています。

【日時・内容】▼①5月16日(木)30日(木)午後2時～4時：ミニ就職面接会(警備・清掃ほか)・▼②20日(月)午後1時～2時30分：再就職支援セミナー「再就職の心構えと面接の受け方」・▼③20日(月)午後2時30分～5時：就職相談会(先着3名・1人45分程度)・▼④30日(木)午後1時～2時：職種説明会(マシソン管理)

【対象】都内在住でおおむね55歳以上の方

【会場 申込み】①は前日までに直接、②③は5月17日(金)まで・④は29日(水)までに電話で、新宿わく☆ワーク(新宿7-3-29、新宿ここから広場しごと棟) ☎(5273)4510へ。

講座「顕微鏡で観る 地球的規模の現象」

【日時】5月18日(土)午前10時～12時

【対象】小学4年生以上の方(小学生は保護者同伴)

【内容】風媒花・虫媒花の仕組みと花粉の観察(伊津野郡平・オリンパス株)

【会場・申込み】往復はがきに記載例(5面参照)のとおり記入し、環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。先着20名。

暮らしの講座

「家計の見直し」

【日時】5月18日(土)午後2時～4時

【会場】中町地域交流館(中町25) ☎(3348)6277へ。先着20名。

講座「基礎から学ぶ寄せ植え」

【日時】5月24日(金)、昼の部は午後2時～4時、夜の部は午後6時30分～8時30分

【内容】ベランダでも育つハーブ・野菜などの食べられる植物で寄せ植え(星野学ノテクノ・ホルティ園芸専門学校講師)

【費用】千500円(材料費。持ち帰りの苗を追加する方は2千円)

【会場 申込み】往復はがきに記載例(5面参照)のほか希望時間(昼・夜の別)、苗の追加希望の有無を記入し、環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277へ。各回先着20名。

建物の所有者の方へ 助成の対象になるか調査・工事の前に ご相談の上 申請してください

吹き付けアスベストの含有調査費・除去等工事費を助成しています

アスベストの劣化・損傷や、建物の解体工事でアスベストが飛散するなど、アスベストを吸い込むことで起こる健康被害が問題となっています。

区ではアスベスト対策をさらに進めるため、建物の所有者の方へ、吹き付けアスベストの含有調査費・除去等工事費を助成しています。アスベストを含む吹き付け材であっても、除去等工事の助成対象にならない場合があります。

所有している建物のアスベスト対策に不安のある方、調査・工事を計画している方は、調査・工事の前にご相談ください。

【問合せ】建築指導課(本庁舎8階) ☎(5273)3735・☎(3209)9227へ。

アスベストとは

天然の繊維状鉱物の一種で石綿とも呼ばれ、建築資材としてさまざまな形で使われてきました。

特に飛散性が高い吹き付けアスベストは、耐火被覆材として鉄骨の梁(はり)や柱に使われてきたほか、吸音材・断熱材として駐車場・倉庫・機械室などの壁や天井にも使われてきました。

梁・天井に付着したアスベスト

●助成の対象

個人・中小企業の事業者・分譲マンションの管理組合の代表者等が所有する区内の建物

●助成内容

- ▼アスベスト含有調査費
- ▼吹き付けアスベストが存在する可能性のある建物で、アスベストの有無を調査する費用
- 【助成限度額】1棟当たり25万円(消費税等を除く)
- ▼アスベスト除去等工事費
- ▼吹き付けアスベストが施工される

ている建物での左図の工事の費用【助成限度額】1棟当たり

- ▼一戸建ての住宅は50万円
- ▼分譲マンション等は300万円(消費税等を除く除去等工事費の3分の2を限度)

※建物の所有者等の一時的な経費負担を軽減するため、助成を受ける方から委任を受けた業者(アスベストの含有調査・除去等工事を実施する事業者)に区が直接助成金を支払う「委任払い制度」もあります。ご利用ください。

除去

アスベストを下地材から取り除き、非アスベスト建材に取り替えます。

封じ込め

アスベストを残したまま固化剤を散布し、アスベストを固定して飛散を防止します。

囲い込み

アスベストを残したまま非アスベスト建材で覆い、飛散を防止します。

「アスベスト助成の手引き」を建築指導課・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページでもご覧いただけます。ご利用ください。

建築物のアスベスト対策の費用を助成します!

【助成対象】
●吹き付けアスベスト含有調査費
●吹き付けアスベストの除去等工事費